

建設業法における技能検定合格者（技能士）の取扱いに係る改正ポイント【参考】

- ・技能検定合格者（技能士）については、建設業法における主任技術者資格及び技術検定受検資格の一つとして国土交通大臣が認定している。
- ・平成16年4月より厚生労働省令の改正により技能検定の受検資格としての実務経験年数が大幅に緩和されたため、関係する国土交通大臣告示を改正し、主任技術者資格及び技術検定受検資格に係る所要の年数の実務経験年数を加算等するもの。

1. 主任技術者（営業所専任技術者）資格について

- ・現行制度：2級技能検定に合格後1年以上の実務経験を有する者
- ・改正案：2級技能検定に合格後3年以上の実務経験を有する者

高校指定学科卒業者を基準とした場合、2級技能検定の受検資格として必要な実務経験年数が2年短縮されたことから、2級技能検定合格者が主任技術者（営業所専任技術者）となる際に必要な実務経験年数を2年加算する。

2. 1級技術検定受検資格について

- ・現行制度：1級技能検定に合格した者
- ・改正案：1級技能検定に合格した後1年以上の指導監督の実務経験を含む5年以上の実務経験を有する者

高校指定学科卒業者を基準とした場合、1級技能検定の受検資格として必要な実務経験年数が5年短縮されたことから、1級技能検定合格者が1級技術検定を受検する際に必要な実務経験年数を5年加算するとともに、他の受検資格と同様に1年以上の指導監督の実務経験も課す。

3. 2級技術検定受検資格について

- ・現行制度：技能検定に合格した者
- ・改正案：1級技能検定に合格した者 又は
2級技能検定に合格後2年以上の実務経験を有する者

高校指定学科卒業者を基準とした場合、2級技能検定の受検資格として必要な実務経験年数が2年短縮されたことから、2級技能検定合格者が2級技術検定を受検する際に必要な実務経験年数を2年加算する。

※ 平成15年度以前に技能検定に合格した者については従前のおりとする。